

埼玉県アレルギー疾患医療提供体制について（案）

1 医療提供体制整備の方向性

平成29年7月28日付け厚生労働省健康局長通知「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」の趣旨を踏まえ、埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院（以下、県拠点病院）（平成30年3月指定）と連携して対策に取り組む「埼玉県アレルギー疾患連携医療機関（以下、連携医療機関）」を県内に数か所選定し、県のアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

2 埼玉県アレルギー疾患連携医療機関について

（1）連携医療機関の役割

県拠点病院や他の連携医療機関と連携・協力し、アレルギー疾患医療の水準を高めるための役割を担う。

ア 診療

診断が困難な症例や標準治療では病態が安定しない重症、難治性アレルギー疾患に対する診断、治療、管理

イ 人材育成

各地域でアレルギー疾患に係る研修等の希望があった場合の相談

ウ その他

県の各地域における学校や児童福祉施設等が保育所等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対し、市町村の教育委員会や関係部局に対し、医学的見地からの助言や支援を行う。

（2）連携医療機関の選定

県と県拠点病院が連携し、選定基準を設定した上で、選定を行う。

（3）連携医療機関の種類について

重症、難治性アレルギー疾患への対応に応じた種類分けを検討する。

ア 食物アレルギー

イ 小児重症気管支ぜん息

ウ 成人重症気管支ぜん息

エ アレルゲン免疫療法

※課題：皮膚科系、耳鼻咽喉科系、眼科系のアレルギー疾患への対応

<埼玉県アレルギー疾患医療提供体制>

